

# 「ケアハウス ポポロ21」

## 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定は受けていません。

当施設はご契約者に対して居室、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜、その他日常生活上必要なサービスを提供することにより、安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指しています。

施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### ◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	3
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	3
6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)	6
7. 残置所有物について	7
8. 苦情の受付について	7

## 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 秀孝会
- (2) 法人所在地 京都府八幡市八幡清水井31番地
- (3) 電話番号 075-983-8111
- (4) 代表者氏名 理事長 稲葉 裕二
- (5) 設立年月日 平成4年6月22日

## 2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 軽費老人ホーム（ケアハウス）  
老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームであり、低額な料金で、身体機能の低下により自立した日常生活を営むことについて不安があり、家族による援助を受けることが困難な方がご利用いただけます。  
ご契約者に対して居室、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜、その他日常生活上必要なサービスを提供することにより、安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指しています。
- (2) 施設の名称 ケアハウス ポポロ21
- (3) 施設の所在地 京都府八幡市八幡清水井24番地
- (4) 電話番号 075-983-8080
- (5) FAX番号 075-983-9090
- (6) 施設長（管理者）氏名  
小山 文代
- (7) 当施設の運営方針  
ケアハウスが居宅であることをふまえつつ、高齢者の特性に配慮した住みよい住宅を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく、心豊かに生活できるよう、配慮していくものとする。
- (8) 開設年月日 平成12年4月1日
- (9) 入所定員 50名

### 3. 居室の概要

#### (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類		室 数	備 考
居 室	1人部屋	50室	洋室
共有部分	食堂	1室	地階大食堂
	談話コーナー	6か所	1階・2階・3階に各2か所
	浴室	2室	地階 男女別大浴場
	シャワールーム	4室	各階
	コインランドリー	3室	地階・2階・3階

#### 居室に関する特記事項

各居室内にミニキッチン・トイレ・洗面所があります。

### 4. 職員の配置状況

従業者の職種・員数

職 種	人 数	備 考
施設長	1名	常勤
生活相談員	1名	常勤専従
ケアスタッフ	2名以上	常勤換算方法において
栄養士	1名	常勤
宿直要員	1名以上	
事務員	1名	法人内にて兼務
調理員	0	業者委託

上記従業者については、八幡市暴力団排除条例（平成25年八幡市条例第2号）に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者ではないこととする。また、事業所は、その運営について暴力団の支配を受けません。

### 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

〈サービスの概要〉

#### ① 食事の提供

・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供し、食堂にて食事をとっていただくこととしています。

(食事時間)

朝食： 7：45～9：00 昼食： 11：45～13：00 夕食： 17：30～19：00

#### ② 入浴準備

・入浴は、月、水、木、土、日曜日 14：00～17：00 に入れます。

- ・シャワーは、毎日 9:00~19:30 で入れます。
  - ・入浴介助が必要な場合は、事業所と相談をして曜日・時間を調整します。
- ③ 各種生活相談及び助言
- ④ 災害、疾病等の緊急時の対応
- ⑤ 在宅保健、福祉サービスに関し連絡等の便宜を図ること
- ⑥ 自主活動への協力
- ⑦ その他国の定める「軽費老人ホーム設置運営要綱」第4ケアハウスに基づいて必要とされるサービス

〈サービス利用料金〉 下記の料金表によって、合計金額をお支払ください。

### ケアハウス基本利用料

令和7年11月1日より適用

#### 1 生活費

月額 46,790円

(但し、11月~3月までは冬季加算2,110円が必要です)

#### 2 サービスの提供に要する費用（月額）

対象収入（年収）による階層区分		事務費負担月額
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001~1,600,000円	13,000円
3	1,600,001~1,700,000円	16,000円
4	1,700,001~1,800,000円	19,000円
5	1,800,001~1,900,000円	22,000円
6	1,900,001~2,000,000円	25,000円
7	2,000,001~2,100,000円	30,000円
8	2,100,001~2,200,000円	35,000円
9	2,200,001~2,300,000円	40,000円
10	2,300,001~2,400,000円	45,000円
11	2,400,001~2,500,000円	50,000円
12	2,500,001~2,600,000円	57,000円
13	2,600,001~2,700,000円	64,000円
14	2,700,001円以上	67,300円

注1 対象収入とは、前年の収入から社会保険料・医療費・租税等の必要軽費を控除した後の収入を言います。

注2 夫婦等入居する場合の対象収入について、夫婦等の収入及び必要経費を合算し、合計金額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦等それぞれの事務費負担額については、前の表の額から30%減額した額を、本人からの事務費負担月額とします。（100円未満切り捨て）

- 3 居住に要する費用 月額 28,000円
- 4 居住管理費 (カーテンリース・一般廃棄物処理・空調機器清掃・除菌消臭処理)  
月額 3,142円 (税込)
- 5 電気・水道料 実費負担となります。
- 6 家族等の食事代  
朝食 260円 昼食 620円 夕食 550円

#### ○その他

- ・入居時預り金 200,000円

入居契約締結時に預かる。入居時預り金は、預り中無利息とし、最終利用料支払い時の利用料又は精算金に充当する。

- ・退去時居室清掃代 11,000円 (税込)

退去される時ご入居者のご依頼により、専門業者が居室清掃をさせていただきます。

- ・クラブ活動費等

利用料金は原則いりませんが、多額の材料代等が必要な場合は、実費相当額を頂きます。

- ・貴重品の管理 月額 524円 (税込)

入居者預り金規程に基づいて、お預かりしている通帳を管理いたします。

- ・入院時の洗濯代行 1回 555円 (税込)

- ・複写物の交付 1枚につき 11円 (税込) (但し、写真については、1枚33円 (税込))

- ・サービスの提供に要する費用及び生活費は、国等の基準により変更することがあります。

#### ○利用料金のお支払い方法

料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、毎月26日までに以下の方法でお支払ください。

- ・金融機関口座からの自動引き落とし

全ての金融機関がご利用いただけます。

(金融機関口座からの自動引き落としができない場合)

- ・下記指定口座への振込

金融機関 京都中央信用金庫 八幡支店

口座番号 普通預金 201734

口座名義 社会福祉法人秀孝会 ケアハウスポポロ21

- ・施設窓口での現金支払

#### ○入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診察や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。)

① 協力医療機関

医療機関名称	所在地	金井病院	京都市伏見区
医療機関名称	所在地	八幡中央病院	八幡市五反田

② 協力歯科医療機関

医療機関名称	本田歯科クリニック
所在地	大阪府枚方市

○事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者家族及び関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。また、賠償すべき事故が発生した場合は、出来る限り速やかに損害賠償を行う。

## 6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

＜＊甲は施設長、乙は入居者＞

○契約書第14条（原状回復の義務）

- 乙は、目的施設及び備品（契約書第12条に基づく造作、模様替え等を除く）について、汚損、破損若しくは滅失その他原状を変更した場合には、乙の選択に従い、直ちに自己の費用により原状に復するか、又は甲が別に定める代価を支払うものとする。但し、乙の責めに基づかない場合はこの限りではない。
- 乙は、この契約が第17条（甲の契約解除）又は第18条（乙の契約解除）も規定により解除された場合、又は第19条（契約の終了）第1号の規定により契約が終了した場合において乙の居室を甲に明け渡すときは、第12条（居室の模様替え等）に掲げるものについて、修理若しくは、取り替えに要する費用を負担するものとする。

○契約書第17条（甲の契約解除）

- 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、乙に対し1か月間の予告期間をおいて、この契約の解除を通告することができるものとする。
  - 入居の要件に関して、虚偽の届け出を行って入居したとき
  - 利用料を2か月以上支払わないとき
  - サービスの提供に要する費用の算定にあたり虚偽の申告を行った場合
  - 施設長の承諾を得ないで、施設の建物や付帯設備等の造作・模様替えを行い、かつ原状回復を行わないとき
  - 個別の日常生活上の援助（調理を除く）又は介護を必要とする状態であるにも関わらず、それらを受ける事ができないとき
  - 金銭の管理、各種サービスの利用について、自分で判断ができなくなったとき
  - その他共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかけたとき
- 乙は、前項の規定により甲がこの契約の解除を通告した場合には、その予告期間満了までに、遅滞なくその居室を明け渡すものとする。
- 甲は、乙に対し第1項による契約の解除通告をするに先立って必ず、乙及び乙の身元保証人に弁明の機会を設けるものとする。
- 甲は、乙に対して第1項による契約の解除通告に伴う予告期間中に必ず乙の移転先

の有無について確認し、移転先がない場合には、乙及び乙の身元保証人その他関係者、関係機関と協議し、乙の移転先の確保につき協力するものとする。

○契約書第18条(乙の契約解除)

- 1 乙は、この契約を解除しようとするときは、30日以上の予告期間をもって甲が定める契約解除届けを甲に提出するものとし、その契約解除届けに記載された契約解除日をもってこの契約は解除されるものとする。
- 2 乙は、前項の契約解除日までに居室を甲に明け渡さなければならない。
- 3 乙が契約解除届けを甲に提出しないで居室を退去した時は、甲が乙の退去の事実を知った翌日から起算して7日目をもってこの契約は解除されるものとする。

○契約書第19条（契約の終了）

この契約による契約の終了とは、次の各号に該当する場合をいう。

- (1) 乙が死亡したとき（乙が2名の場合は、そのいずれもが死亡したとき）
- (2) 第17条（甲の契約解除）、又は第18条（乙の契約解除）に基づき契約が解除され、予告期間が終了したとき

## 7. 残置所有物について

○契約書第20条（財産の終了）

- 1 乙の死亡により契約が終了した場合、甲は乙の所有物を善良なる管理者の注意をもって保管し、乙の身元保証人に連絡して一切の処置をさせるものとする。
- 2 この身元保証人は、前項の連絡を受けた場合、契約終了日の翌日から起算して10日以内にその所有物を引き取り、居室を甲に明け渡されなければならない。
- 3 明け渡しの期日が過ぎてもなお残置された所有物については、乙の身元保証人その他の承継人がその所有物を放棄したものとみなし、甲において適宜処分できるものとする。
- 4 乙が第17条（甲の契約解除）第2項、又は第18条（乙の契約解除）第2項により甲に対して乙の居室を明け渡した後において、なお乙の残置所有物等がある場合には、前項を準用する。

## 8. 個人情報保護

- 1 ご入居者またはご入居者の家族の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。

## 9. 非常災害対策

- 1 当ホームは非常災害に関する具体的な計画をたて、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うものとします。

## 10. 事故発生時の対応方法

1 ご入居者に事故が発生した場合、直ちに緊急の処置等を行います。施設において対応できないと判断される場合は、かかりつけ医・協力医療機関に依頼します。また、事故発生後、速やかに都道府県、市町村、ご家族の方に連絡を取り、事故の原因について報告・説明を行い、原因がホーム責任に帰するものについては、契約者・代理人と協議の上、信義と誠実に沿った対応を取るものとします。

## 11. 身体の拘束等

1 ご入居者またはご入居者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合をのぞき、身体的拘束その他ご入居者の行動を制限する行為を行わないものとします。ただし、身体的拘束その他行動制限の必要が生じた場合は、必要最低限のものとし、ご入居者およびご家族にその必要性と期間を説明し、承諾を得て実施するものとします。

## 12. 虐待防止について

1 事業者は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
  - 虐待防止に関する責任者 施設長 小山 文代
  - 虐待に関する受付担当者 相談員 林 孝明
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (5) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (6) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (7) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

### 1 3. 苦情の受付について

#### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

##### ○苦情受付窓口（担当者）

苦情解決責任者	施設長	小山 文代
苦情受付担当者	相談員	林 孝明
苦情・相談窓口	相談員	林 孝明
第三者委員	社会福祉法人 秀孝会	理事 倉谷 昌枝
	社会福祉法人 秀孝会	監事 道上 幸彦

○受付時間 毎日 9：00～17：30

#### (2) 行政機関その他苦情受付機関

八幡市役所 健康部高齢介護課	所在地 〒614-8501 京都府八幡市八幡園内 75 電話 075-983-1111 FAX 075-982-2520 受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）
京都国民健康保険団体連合会 介護相談課	所在地 〒600-8411 京都市下京区烏丸通四条下ル 水銀屋町620番地 COCON烏丸 内 電話 075-354-9090 FAX 075-354-9055 受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）
京都府社協福祉サービス 運営適正化委員会 (京都府社会福祉協議会 内)	所在地 〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル 府立総合社会福祉会館5階 電話 075-252-2152 FAX 075-212-2450 受付時間 午前9時～午後4時（土・日・祝日を除く）

令和 年 月 日

ケアハウスポポロ 21 入居に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 社会福祉法人 秀孝会  
理事長 稲葉 裕二 印

担当者 職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、入居に同意しました。  
また、説明を受けた利用料支払についても同意しました。

利用者 住所  
氏名 印

身元保証人 住所  
氏名 印  
利用者との関係

## ＜重要事項説明書付属文書＞

### （1）入居者へのお願い

当施設は60歳以上で家庭環境、住宅事情等により、自宅での生活が困難な方に利用していただいているので、入居者は自宅と違って多数の高齢者が共同で生活して居ることを自覚し、お互いにお互いを認め合い、譲り合い、秩序と安定のある楽しい生活ができるよう心がけて下さい。

また、ケアハウスは入居契約に基づき利用いただく施設であり、個人のプライバシーの保障はもとより、それぞれのお互いの人権の尊重のもとで全く自由に生活を送っていただきます。

個人的事情による外出、外泊はもとより、気のあった方同志のグループ旅行など外出、外泊も自由で、施設の行事への参加も利用者の自由意思です。

元気で健康な間に、それぞれの人生を楽しく快適に過ごして下さい。

利用者の方は次の事項を遵守して下さい。

- ① 火気その他危険物の取扱いには常に注意し、焚き火、火気器具等の使用、特に就寝時刻後の喫煙はしないこと。(建物の中は禁煙です。)
- ② 外出・外泊及び外来者を宿泊させる場合は、必ず事前に届け出をすること。
- ③ 外出時の帰園は、深夜にならないよう留意すること。(遅くとも午後9時までに帰園するよう心掛けること)
- ④ 共同生活の規律を大切にし、また、個人のプライバシーを尊重し、喧嘩、口論、暴力行為、大声等をもって他人に迷惑をかけないこと。
- ⑤ 他人の部屋にむやみに出入りしたり、長時間の訪問はしないこと。また、急用でないときの深夜の長電話は慎むこと。
- ⑥ 普段のテレビの音量や寝時間帯はテレビなどの音が隣室に漏れて迷惑にならないようご配慮頂き、隣室等に迷惑にならないようすること。
- ⑦ みだりに施設内の設備及び器物の位置または形状を勝手に変更したり、これらに不当な損傷をあたえたり、外部へ持ち出したりしないこと。
- ⑧ 利用者の入居前の生活上の事柄について色々と詮索したり、他の利用者に話す等して迷惑をかける言動をしないこと。
- ⑨ 利用者のことを告げ口したり、みんなの前で利用者が不快に感じるような言動をもって相手を傷つけるようなことはしないこと。また、人の好き嫌いを作らぬこと。
- ⑩ 施設内において、金銭の貸借や商品の売買はしないこと。
- ⑪ 食堂や談話コーナーの冷暖房・テレビ等独占しないこと。

上記の事柄について遵守できない場合には、当事者の申し出があれば、職員と調整協議または運営懇談会に図り、関係者等の意見を十分聞き対処する。

なお、注意、指導に対し改めることがない場合には、入居契約に基づき身元保証人に連絡し、契約を解除することもある。

## (2) 共用施設等の利用について

共用施設名	利用時間	利用方法
事務所	24 時間	午前 7 時 30 分～午後 8 時 30 分まで、土曜・日曜・祝日も含め毎日職員が勤務します。なお、夜間については宿直員が対応しますが、緊急時には、ナースコールにより 24 時間対応します。
正面玄関	午前 7 時 30 分 ～午後 9 時	午前 7 時 30 分以前、午後 9 時以降の施設内への出入りは、宿直者が対応いたします。(事前に宿直者へ連絡して下さい) 午前 7 時 30 分から午後 9 時の間は、事務所へ届けを提出頂き、自由に出入りができます。
食堂	朝食 7 時 45 分～9 時 昼食 11 時 45 分～13 時 夕食 17 時 30 分～19 時	利用前に手洗い・うがいの励行下さい。 配膳・下膳は原則自分で行ってください。 体調の具合が悪く、食堂での食事が出来ない場合は事前に事務所に届け出て下さい。 欠食の届は 24 時間前までにお願いします。
郵便受け等	随時	郵便物の配達物は事務所で預かります。 なお、書留・宅配便等は事務所で責任を持って預かり、在室の場合はすぐに連絡し、不在の場合は事務所で一時保管します。 新聞・雑誌等については、各自所定の場所まで取りに来てください。
防災設備	24 時間	施設内は、天井等に感知器及びスプリンクラーが設置してあります。また、火災等による停電時には、非常用照明及び誘導灯が点灯します。 各階には消防署への緊急通報装置が設置されています。
避難設備		各階とも建物に避難通路を設置しています。 各居室の出入り口の扉に避難経路図が明示してあります。 避難経路・避難場所については別途図示します。
ゴミ収集	24 時間	地階は談話コーナー、1 階はシャワー室前、2・3 階は洗濯室横にゴミ収集箱が置いてあります。燃えるゴミ、不燃物(発砲スチロール・ビン・空き缶等に分ける)・生ごみ等、それぞれに分別して所定の収集箱に入れて下さい。
トイレ		各室にはトイレが設置してありますが、地階・1 階にも設置してあります。なお、身体障害者用トイレは地階・1 階に設置してあります。

### (3) その他施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

- ① 面会 面会時間 9：00～21：00  
＊来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。
- ② 外出・外泊 外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。
- ③ 食事 食事が不要な場合は、24時間前までに申し出下さい。24時間前までに申し出があった場合には、食事に係る自己負担額から朝食200円、昼食350円、夕食350円を返金します。
- ④ 施設・設備の使用上の注意
  - 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
  - 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただき、又は相当の代価をお支払いただく場合があります。
  - ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
  - 当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営業活動を行うことはできません。
- ⑤ 喫煙 施設内は禁煙です。喫煙スペース以外での喫煙はできません。

### (4) 損害賠償について (契約書第15条)

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた賠償については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。